

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	一	○福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	七
○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	四	○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例	七
○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	四	○福島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	九
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	五	○福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	九
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	五	○福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	九
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	五		

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例、福島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第三十八号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第五項の表第三十八条第二項第一号及び第一号の三の項中「第一号の三」を「第三号」に改め、同表第三十八条第二項第一号の二の項中「第三十八条第二項第一号の二」を「第三十八条第二項第二号」に改め、同表第三十八条第二項第二号の項を削る。

第三十一条の二次に次の二条を加える。

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第三十一条の三 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第一項に規定する県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第二項に規定する県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前二項の規定の適用については、法第四十五条の三の二第三項から第五項までに規定するところによる。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三十一条の四 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同条第一項の公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同条第一項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項に規定する県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定の適用については、法第四十五条の三の三第二項から第五項までに規定するところによる。

第三十八条第二項第三号中「解散」の下に「(合併による解散を除く。以下この節に

において同じ。)を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第三項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第二号」を「第三号」に、「第二項第一号の二」を「第二項第二号」に改める。

第三十八條の二第二項中「第三十一項から第三十四項まで、第三十九項から第四十六項まで及び第四十八項」を「第二十六項から第二十九項まで、第三十四項から第四十一項まで及び第四十三項」に、「第五項、第二十四項、第二十六項及び第二十七項」を「第十九項、第二十一項及び第二十二項」に改め、同条第二項中「第五十三條第三十一項から第三十四項まで及び第三十九項」を「第五十三條第二十六項から第二十九項まで及び第三十四項」に改め、同条第三項中「第五十三條第四十五項」を「第五十三條第四十項」に、「同条第三十三項」を「同条第二十八項」に、「同条第三十一項」を「同条第二十六項」に改め、同条第四項中「第五十三條第三十三項」を「第五十三條第二十八項」に改める。

第三十八條の六第一項中「第六十六條の四第十六項第一号」を「第六十六條の四第十五項第一号」に、「第五十三條第二十八項」を「第五十三條第二十三項」に改める。

第三十八條の七第一項中「第五十三條第二十八項」を「第五十三條第二十三項」に改める。

第三十九條の三第三項中「各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第三十九條の四第一項第一号ウ及び同条第四項中「及び清算所得」を削る。

第三十九條の七第一項第一号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ウ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第三十九條の十一第一項第六号中「第七十二條の二十九第一項」の下に「又は法第七十二條の三十第一項若しくは第二項」を加え、「(その期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その最後の分配又は引渡しが行われる日の前日まで)」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 法第七十二條の二十九第三項の規定の適用を受ける法人 当該法人の当該事業年度終了の日から一月以内(その期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

第三十九條の十一第一項第八号を削る。

第三十九條の十二の三第一項中「第六十六條の四第十六項第一号」を「第六十六條の四第十五項第一号」に改める。

第四十一條の四中「千七百四十四円」を「千五百四十四円」に改める。

附則第五條の四第一項第二号ウ中「租税特別措置法第十條」の下に「(同法第十條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「第十條の六」を「第十條の七」に改める。

附則第七條の二中「第三十二項から第三十五項まで、第四十項から第四十二項まで及び第四十四項」を「第二十六項から第二十九項まで、第三十四項から第四十一項まで及び第四十三項」に改める。

附則第七條の三中「並びに同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。)」を削る。

附則第七條の四第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

附則第八條の二中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第八條の四中「又は法第七十二條の二十九第一項の規定による申告納付(以下この条において「清算事業年度予納申告納付」という。))に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る法第七十二條の三十一第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合」、「及び第七十二條の二十九第一項」及び「又は当該清算事業年度予納申告納付」を削る。

附則第十條の二中「五百一十円」を「七百六十円」に改める。

附則第十九條の二第二項中「(附則第十九條の三)」を「(附則第十九條の三及び附則第二十條の二)」に改める。

附則第二十條の二を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第二十條の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七條の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。))に基づき同法第三十七條の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。))を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る同法第三十七條の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等。以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。))の譲渡をした場合には、施行令附則第十八條の六の二第二項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。))の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七條の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。))があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第十八條の六の二第二項に規定する金額(以下この項において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七條の十

第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第三十七条の十一の第三項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十九条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の第二第三項に規定するところによる。

附則第二十一条第四項及び第五項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十一条の二の次に二条を加える改正規定及び次条第二項から第四項までの規定 平成二十三年一月一日

二 附則第五条の四の改正規定及び次条第一項の規定 平成二十三年四月一日

三 附則第十九条の二及び附則第二十条の二の改正規定並びに次条第五項の規定 平成二十五年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）附則第五条の四の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条の三の規定は、平成二十三年一月一日以降に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第三十一条の四の規定は、平成二十三年一月一日以降に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

4 平成二十三年中に新条例第三十一条の四第一項の規定による申告書を提出する場合同じ。以下「平成二十二年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第四十五条の三の第三第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第十九条の二第二項及び第二十条の二の規定は、平成二十五年以降の年度分の個人の県民税について適用する。

(法人の県民税及び事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合

併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。次項において同じ。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第四条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に福島県税条例第四十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同条例第四十一条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第四十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、次項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百三十円

二 新条例附則第十条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には同項に規定する製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には同項に規定する製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十七号。第七項において「改正規則」という。）附則第二条第一項に規定する様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。この場合において、当該申告書の受理に関する事務については、新条例第七条第二項の規定にかかわらず、たばこ税の課税地を所管する地方振興局長に委任する。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 市町村長又は税務署長が平成二十二年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定による受理を行った場合においては、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を知事に納付しなければならない。

6 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中たばこ税に関する部分（新条例第四十一条の五、第四十一条の七、第四十一条の八及び第四十一条の十一の規定を除く。）を適用する。

第四十一条の三第二項	前項	福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十八号。以下この節において「平成二十二年改正条例」という。）附則第四条第二項
第四十一条の九第一項	第四十一条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成二十二年改正条例附則第四条第三項の規定によつて申告書
	第四十一条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成二十二年改正条例附則第四条第三項及び第五項の規定

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第四十一条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第四十一条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正規則附則第二条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（税 務 課）

福島県条例第三十九号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第九条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

2 新条例第五条の規定は、平成二十二年四月一日以後に特別償却設備（福島県税特別措置条例第五条第一項に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した青色申告者等（同条例第二条第十二号に規定する青色申告者等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第四十号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年福島県条例第...）

二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、本則第一号中「地方公務員法」を「法」に改め、本則第二号中「休日及び」を「超勤代休時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第八号の第三項に規定する超勤代休時間をいう。)、休日(勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)、及び」に、「代休日(」を「代休日(勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日をいう。)(それぞれ」に改め、「並びに年次有給休暇並びに休職の期間中」を削り、本則に次の一号を加える。

三 年次有給休暇(勤務時間条例第十二条第一項に規定する年次有給休暇をいう。)
及び休職(法第二十八号第二項の規定による休職並びに職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県条例第七十号)第二条及び第四条第四項ただし書の規定による休職をいう。)の期間中に職員団体のためその業務を行い、又は活動する場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(職員研修課)

福島県条例第四十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第六項及び第七項を削り、同条第五項中「同項」を「同項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた」を「、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に規定する時間 百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合

二 前項第二号に規定する時間 百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合

第十三条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)(の時間を「次の各号に掲げる時間の合計」に、「前項」を「第二項」に改め、「含む。)(の下に「及び第三項」を加え、「百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)」を「、次の各号に掲げる時

間に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。)(の時間 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)

二 第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(前項に規定する三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間を除く。)(百分の五十

第十三条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間(この項から第五項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第五条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十三条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に改正前の職員の給与に関する条例第十三条第三項又は第六項の規定により平成二十二年四月一日から施行日の前日までに支払われた超過勤務手当は、それぞれ改正後の職員の給与に関する条例第十三条第五項又は第三項の規定による超過勤務手当の内払とみなす。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第七項」を「第四項」に改める。

(人事課)

福島県条例第四十二号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二項」の下に、「第十二条において準用する第五条第二項」を加え、「並びに第十九条第一項」を、「第十九条第一項並びに同条第三項において準用する第五条第二項」に改める。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、五十七日とする。第三条の見出し中「再度の」を削り、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。）」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第七条中「次」を「第二条各号」に改め、同条各号を削る。

第八条第一号中「第十一条第二号」を「第十一条第一号」に改め、同条第四号中「第十一条第三号」を「第十一条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。）」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際短時間勤務」に改める。

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十二条の表第十三条第三項の項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に、「前項」を「第二項」に改め、同表第十三条第四項の項中「第十三条第四項」を「第十三条第六項」に改める。

第二十一条の表第十三条第二項及び第七項並びに第十九条の三の項中「第七項」を「第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十三条第五項	第二項	職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号)第二十一条の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第七項	第二項	職員の育児休業等に関する条例第二十一条の規定により読み替えて適用する第二項

第二十三条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十二条及び第二十一条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第八条第五号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第八条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

3 施行日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第十二条の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第十三条第三項の規定により平成二十二年四月一日から施行日の前日までに支払われた超過勤務手当は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第十二条の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第十三条第五項の規定による超過勤務手当の内払とみなす。

(人 事 課)

福島県条例第四十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改める。

第八条の四第一項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）」を削る。

第八条の五第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第八条の二に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の三第一項の規定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年福島県条例第四十一号)以下

「平成二十二年改正条例」という。）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「改正後の給与条例」という。）第十三条第五項各号に掲げる時間を合計した時間が平成二十二年改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第十三条第三項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間を上回る場合における当該上回る時間に対して改正後の給与条例第十三条第五項の規定により支給される超過勤務手当に係る超勤代休時間の指定についても適用する。

（人事課）

福島県条例第四十四号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項及び第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十項第四号中「第五十六条の二第三項各号」を「第五十六条の三第三項各号」に改め、同条第十三項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条第十項及び第十三項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例第十一条第六項及び第七項の規定は、平成二十二年四月一日以後に改正後の条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により同条第一項に規定する職員とみなされる者を含む。以下同じ。）となった者に対する改正後の条例第十一条第六項又は第七項の規定による退職手当の支給について適用し、同日前に職員であった者であつて退職の日が同日前であるもの及び同日の前日に職員であった者であつて同日後引き続き職員であったものに対する同条第六項又は第七項の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県条例第四十五号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和五十年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十五年七月三十一日」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3 (第2条関係)

有害物質の種類	業種その他の区分		許 容 限 度											
			A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業、 うわ薬製造業(ほうろうわ薬を製造するものに限る。)、電気めつき業及び旅館業(昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。)	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの	/	/	/	/	/	10	/	8	/	/	/	/
		1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの	/	10	/	10	/	10	/	8	/	10	/	10
	化学肥料製造業	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの	/	/	/	/	/	/	/	8	/	/	/	/
		1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの	/	/	/	/	/	/	/	8	/	/	/	/

備考

- この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
- 1のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が当該施設が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた排水指定事業場排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。

附 則
この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第四十六号

福島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改め、「規定する」の下に「広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(国民健康保険課)

福島県条例第四十七号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例(昭和三十七年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「学校又は」を「学校、大学又は」に改め、同号ア中「学校」を削り、「第二十一条第一号又は」を「第二十一条第二号若しくは」に、「の規定に基づき文部科学大臣が」を「に規定する文部科学大臣の」に、「ものに限る。」を「学校又は法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定した大学」に改め、同号イ中「保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所」を削り、「第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が」を「第二十一条第三号に規定する厚生労働大臣の」に、「ものに限る。」を「保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所」に改め、同号ウ中「准看護師養成所」を削り、「の規定に基づき知事が」を「に規定する都道府県知事の」に、「ものに限る。」を「准看護師養成所」に改める。

別表県内の項第五号中「第二十七条第二項の規定に基づき指定された」を「第七条第六項に規定する指定医療機関のうち」に改め、同項第八号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課感染・看護室)

福島県条例第四十八号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十四年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第十五項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県条例第四十九号

福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和四十年福島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「者」の下に「(第二項の規定により授業料を納めなければならない者に限る。)」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「した者は、第二項」を「した者であつて第二項の規定により授業料を納めなければならないものは、同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「県立高等学校の通信制の課程に在学する」を「第四項の規定により受講料を納めなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第二項第二号の期間は、その初日において公立高等学校に在学していた月を一月(その初日において公立高等学校である法第二条第一号に掲げる高等学校又は同条第二号に掲げる中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程に在学していた月にあつては、一月の四分の三に相当する月数)として計算する。

第二条第三項中「者」の下に「であつて第二項第一号又は第二号のいずれかに該当するもの」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「全日制の課程若しくは定時制の課程又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在学する者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、授業料を納めなければならない。

一 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し、又は修了した者(高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)第五条第一号に掲げる学科の課程を修了した後同条第二号に掲げる学科の課程に在学するために県立高等学校に入学した者その他やむを得ないと認められる事由により県立高等学校に入学した者を除く。)

二 法第二条第二項に規定する公立高等学校(以下単に「公立高等学校」という。)に在学した期間(次に掲げる期間を除く。)(が三十六月を超える者

ア 退学し、又は除籍された公立高等学校に在学した期間

イ 転学、転籍、休学、留学、負傷又は疾病による療養その他やむを得ないと認められる事由により在学した期間

第八条第一項中「生徒」を「第二条第二項又は第三項の規定により授業料を納めな

ればならない者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県立高等学校の授業料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十二年八月分の授業料及び受講料から適用し、平成二十二年七月分以前の授業料及び受講料については、なお従前の例による。
- 3 平成二十二年八月分の授業料（専攻科に係るものを除く。）は、改正後の条例第五条第一項の規定にかかわらず、納入通知書により、平成二十二年八月二十五日までに納めなければならない。

（財 務 課）